

最高裁秘書第3326号

令和元年6月28日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月10日付け（同月13日受付、最高裁秘書第2572号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

昭和31年7月27日付け最高裁判二第123号訟廷部長事務取扱、刑事局長回答「調書判決の作成について」（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

調書判決の作成について

昭和31年7月27日刑二第123号訟廷部長事務取扱、刑事局長回答

(照会)

調書判決制度は、旧刑訴施行当時から認められているところであります（旧刑訴三六一、刑訴規則二一九）当管内においても大部分の庁が、この制度を活用することによつて、裁判官の手を省き訴訟迅速処理に寄与しているのであります。この程当地裁飯塚支部に対し、福岡地検飯塚支部より刑務所側の要望によるものとして、刑の執行指揮書に添付すべき裁判書は、調書判決謄本ではなく、判決書の謄本にして貰いたい旨の要望がありました。

刑務所側が掲げている右要望の理由は別紙添付の「福岡刑務所長から福岡地検飯塚支部長宛の書面」に掲げられているとおりであります。この要望に全面的に応えんとすれば勢い自由刑の実刑を科した事件については裁判官は例外なく判決書の作成を余儀なくされ、ひいては折角設けられた調書判決制度の趣旨の大半が失われる結果となり、また、右理由とされている行刑上必要な事項も、必ずしも裁判書に求めなくとも、検察官が執行指揮を行つて訴訟記録を調査することによつてその大部分が解決できると考えられますので、裁判所としては、一応その要求を拒否している次第であります。右刑務所側の要望が果して法務省の見解に基くものか疑問であり、また、この種の問題は、全国統一的に解決すべきものと考えますので法務省とも御連絡の上至急何分の御回示を願います。

なお調書判決に適用した罰条を記載するについて、法文（規則二一九）に「適用した罰条」とあることから、刑訴三三五条一項及び同四六四条の規定の字句と対比して刑罰本条のみを記載すれば足りると解する向もあり、また、累犯の前科並びに刑訴三三五条二項の主張に対する判断の記載についても積極消極説が分れ疑義がありますので、これ等の点についても併せ貴庁の御見解を伺えれば幸いに存じます。

添付書類

福岡刑務所長より福岡地検飯塚支部長宛書面 二通

福刑発第二八九〇号

昭和三十年八月三十一日

福岡刑務所長 保古政英

福岡地方検察庁飯塚支部長 殿

刑の執行指揮書に判決謄本添付方について

自由刑の執行指揮書には判決謄本又は抄本を添付すべきことは、刑事訴訟法第四七三条、及執行事務規程第六〇条の規定により御了知のこととは思料しますが、最近における貴庁からの執行指揮書には調書判決抄本をもつて、代用添付される向が多くなり当所における刑の執行上支障がありますので、判決謄本又は抄本を添付し、調書判決抄本を添付しないよう御配意願います。

福刑発第二八九〇号

昭和三十年九月八日

福岡刑務所長 保古政英

福岡地方検察庁飯塚支部長 殿

執行指揮書に判決謄本添付方について

客月三十一日附本号をもつて標記についてお配意を願つたのであります。本日電話により具体的な必要性についてお照会がありましたので、左記の通り回答しますからよろしくお願ひいたします。

記

一 累犯加重規定適用の有無により累犯、初犯を区別することが、刑執行上必要である。刑務所はともすれば、悪風感染の場所となり易く、ことに、初犯者と、累犯者とを雑禁するときは、初犯者は犯罪先輩者である累犯者の狡智に倣い、犯罪性に感染するおそれがあるので、これを区別し、監房及び工場を別異し、累犯者による初犯者への犯罪性の感染を防止することが緊要であるが、この累犯者初犯者の区別は累犯加重規定適用の有無を重視して行つてゐる。又統計上からも是非とも承知したい。

二 累犯加重処断された者については累犯加重原因前科の記載ある判決謄本が必要である。

近時、刑の執行順序変更、仮出獄処分等が多いためか、仮出獄期間中にして未だ刑の執行を終了していない前科を、刑の執行を終了したものと誤認して、これを累犯加重原因として累犯加重処断、刑確定した者につき、更にこの前科についても仮出獄処分を取消し残刑執行を要することとなり、本人は二重の不利益を蒙る結果となるが、これが救済方法としては、前者の加重処断に対しては、非常上告申立の対象ともならず（昭和二五年）

（さ）第三六号、二十五年十一月八日最高裁大法廷判決）又仮出獄の取消の出来ない（昭和二十七年八月九日法務省矯正甲第三八号法務省矯正局長、保護局長回答）ので、右両刑の執行に当り、本人の行刑成績、保護関係とも勘案し、仮出獄上申の詮議を行う場合があるが、このような処断関係は調書判決では判明しないから、救済の出来ない場合がある。

三 併合罪、想像的数罪及び牽連犯により処断された者の行刑統計小票に記載すべき罪名は、併合罪については処断罪名、想像的数罪牽連犯については「最モ重キ刑ニ該ル罪名」を各記載しなければならない（昭和十五年十一月一日調第二三九号、司法大臣訓令、行刑統計小票取扱規程）のであるが、調書判決では、これが判明しない。

四 刑事訴訟法第三三五条第二項の主張事実中、精神喪失又は耗弱事実の主張に対する判断を、遇に承知したい。

裁判審理の段階において、精神喪失又は耗弱事実の主張に対する判断がなされた場合は、採、否、何れの判断であるを問はず、刑の執行段階においても、尚この事実の存否につき執行着手時の分類調査（昭和二十三年十月二十八日矯正甲第一七七八号法務総裁訓令、受刑者分類調査要綱）に当り、精神医学的見地から一段と細密な調査を要するはもとより、執行中においても、常に精神状態について、格段の留意を要するので、前記判断の記載ある判決謄本を望む。

五 証拠の標目により、証人を承知しなければならない場合がある。仮出獄の詮議に当たり、本人の環境調査、調整として被害者及び本人の犯罪又は非行に対する社会の感情の良否が一つの詮議要素となるので（昭和二十七年十二月十日保護第九八二号法務省保護局長、矯正局長通牒）刑務所、保護観察所共に、これが、調査調整を行うのであるが、この場合、証人を通じて社会感情の調査を行うことが多いので、証人を承知しなければならない。

六 酌量減刑の有無を本人の行刑成績と共に仮出獄上申詮議の資料とする場合があるが、判決謄本でなければ判明しない。

（回答）

六月十九日付刑訟第三八八号で御照会のあつた標記については、左記のとおり回答いたします。

なお、本件についての法務省矯正局長の見解は、別紙のとおりですから、参考のためお知らせいたします

記

刑の言渡をする場合においても、刑訴規則二一九条の調書判決によることができ、この場合には、検察官に対し裁判を記載した調書の謄本（又は抄本）を送付すれば足りる（刑訴規則三六条）ことは、貴見のとおりである。

なお、調書判決には、刑訴法三三五条二項の主張に対する判断は示すこと不要しないが、累犯加重の原由である前科および刑の加重減輕事由に対する法令の適用は記載するのが妥当であると考える。

矯正甲第七九三号

昭和三十一年七月十九日

法務省矯正局長 渡部善信

最高裁判所事務総局

訟廷部長事務取扱 石田和外 殿

刑事局長 江里口清雄 殿

調書判決の作成について

本年六月十九日刑訟第三八八号をもつて福岡地方裁判所長より貴官あてに照会のあつた標記の件に関して当局の見解を求められたが、執行指揮書に裁判を記載した調書の謄本（又は抄本）を添付せられることに対して福岡刑務所長のとつた見解は、独目の立場においてなしたものであつて、当局においては、これを支持する考えはない。

なお、右調書に記載せられる「適用した罰条」の範囲については、福岡地方裁判所長も見解の統一を要望しているが、裁判書がもつて刑上の価値の重要性に鑑み、できうれば、刑罰各本条のみではなく、刑の加重減輕事由に対する法令の適用まで記載されるようにいた

されたく、また、将来この調書様式を一定される場合においては、現在東京都内各簡易裁判所が使用している様式の如く、「累犯加重原因である前科欄」を設けることの是否に關し御一考を煩わせたく申添える。